厚生委員会資料

令和５年１月２３日

福祉部高齢者福祉課

品川区立東大井地域密着型多機能ホーム指定管理者候補者の公募について

１．趣旨

　　品川区立東大井地域密着型多機能ホームは、平成２１年４月１日に開設し、地域密着型サービスである地域密着型特定施設入居者生活介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護および（介護予防）認知症対応型共同生活介護の各サービスを提供している。

　　開設以来、指定管理者制度を導入し、期間満了時に非公募で選定し、更新を行ってきた。しかしながら、現指定期間の満了をもって「当初の運営期間終了後、連続して10年」を経過することから、「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」に基づき、次期指定期間の指定管理者候補者を公募する。

２．指定管理者が管理を行う施設の概要

（１）名称　　　　　品川区立東大井地域密着型多機能ホーム

（２）所在地　　　　東大井五丁目８番１２号

３．指定管理者が行う業務

（１）品川区立地域密着型多機能ホームおよび品川区立認知症高齢者グループホーム条例第３条（※）に規定するサービスの提供に関すること

　　　※　①小規模多機能型居宅介護

　　　　　②認知症対応型共同生活介護

　　　　　③地域密着型特定施設入居者生活介護

　　　　　④介護予防小規模多機能型居宅介護

　　　　　⑤介護予防認知症対応型共同生活介護

（２）施設および設備の維持および修繕に関すること

（３）施設および設備の使用に関すること

（４）利用料金の徴収に関すること

４．指定期間

　 令和６年４月１日から令和１１年３月３１日までの５年間

５．指定管理者候補者の選定

（１）選定方法

　　　公募型プロポーザル方式により候補者を選定する。

（２）選定委員会の設置

　　　候補者の選定にあたっては、「品川区立東大井地域密着型多機能ホーム指定管理者候補者選定委員会」を設置する。

（３）選定基準

　　指定管理者の選定にあたっては、次に掲げる事項を選定基準とする。

　　　①　利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること

　　　②　地域密着型多機能ホームまたはグループホームの適切な維持管理および管理に係る経費の縮減を図るものであること

　　　③　地域密着型多機能ホームまたはグループホームの管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること

　　　④　これらのほか、設置目的を達成するために十分な能力を有していること

６．今後の予定

　　令和５年　　３・４月　募集要項の配布

　　　　　　　　　　　　　説明会の開催

　　　　　　　　５・６月　指定管理者候補者選定予備委員会・選定委員会

　　　　　　　　　　　　　開催、選定

　　　　　　　　　１０月　指定管理者の指定議案提出、議決

　　令和６年　　　　３月　指定管理業務の協定締結

　　　　　　　　　　４月　指定管理業務開始